

光 J A P A N をご利用中のお客様へ

日本通信機器株式会社  
お客様相談センター  
0120-858-880

令和 6 年能登半島地震により避難指示など・災害救助法が適応された地域の  
お客様への特別措置について

このたびの令和 6 年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

### 1. 概要

このたびの令和 6 年能登半島地震に伴い、被災および避難された地域を対象に、以下の支援措置を講じることと致します。

### 2. 支援措置

| 項番 | 内容  | 支援措置                                    |
|----|---|---|
| ①  | 設備の故障が原因で、インターネットや電話が使用出来ないお客様。                         | 故障発生から回復するまでの期間の基本料金などを無料と致します。(注意 1・2) |
| ②  | 「避難指示等」が発出された地域、または「災害救助法」が適応された地域で光 JAPAN をご利用されているお客様 | ご利用出来なかった期間の基本料金などを無料と致します。(注意 1・2)     |
| ③  | 被災による建物損壊等で仮住居への移転工事等が生じるお客様                            | 移転工事に係る費用を無料と致します。(注意 3)                |

項番②・③は、お客様からのご申告が必要となります。

注意 1：無料とする期間は、連続する 24 時間の単位で日数を計算致します。

(例：30 時間の場合、1 日分の基本料金等を無料期間とします。)

注意 2：無料とする基本料金は、回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料とし、従量課金サービスは対象外とします。

注意 3：元の居住地に戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

### 3. 本件に関するお問合せ先

電話によるお問い合わせ等 電話：0120-858-880

日本通信機器株式会社 お客様相談センター 受付時間：平日 9：30～17：30（夏季休暇、年末年始を除く）